

にある。

キタジマ 北島 石川郡笠島郷に属する部落。

キタジマアラミサキシンジャ 北島荒御前神社 珠洲郡長橋に鎮座する。式内等舊社記に、『北島荒御前神社。西海郷長橋村鎮座。稱北島神明宮。古代神寶棟札等傳來。』といひ、又能登名跡志には、『此の村に北島神明宮とて大社あり。境内廣く能き社頭也。桓武天皇延暦元年より鎮座と縁起に在り。社地を天津山といふ由。海際より十四五町あり。』とある。

キタシマシンメイグウ 北島神明宮 鹿島郡能登島の二穴に鎮座する。能登名跡志に、『二穴村に神明宮あり、北島神明宮とは是にて、伊夜比咩神社といへり。』とあつて、この末文は北島神明宮が式内伊夜比咩神社たるを主張したとあるをいふものである。今は多賀神社と稱する。

キタシマツリ 喜多師祭 能登は藩政の時多く鹽を製し、藩の専賣として普く之を領内に販賣せしめた。之を以て嘉永三年羽咋郡神代神社の神職水野三春は、同社に於いて初めて製鹽の典禮を祈る爲、毎年四月二十九日を選んで祭祀を行ふことを初め、之を喜多師祭と名づけた。その名稱は森田平次の考按に據つたもので、之に關する平次の著喜多師考一冊がある。

キタジマホ 北島保 石川郡に在つた。壬生家譜に建久三年加賀國北島保を開墾し、左大史小槻宿禰隆隆の子々孫々に領掌せしむべき旨を賜はつたと見える。後世笠間郷内に北島村がある。

キタシラエシヨウ 北白江庄 能美郡に在つた。文永四年延曆寺の東塔に寄せられてから、永く妙法院領となつて居た。今輕海郷白江村がある。

キタセンゴク 北千石 河北郡五ヶ庄に屬する部落。

キタタイチセンジイツゲ 祇院大智禪師逸稿 一卷。沙門某撰、享保三年刊。内容は別名の通りである。

キタタツレイウン 北龍靈雲 羽咋郡免田眞宗東派常樂寺の僧。同郡南吉田極樂寺に生まれ、賢瑞を養父とした。後寮司に進み、信受院と號し、大正十年三月二十三日七十二歳を以て寂。

キタダニ 北谷 鳳至郡川原田郷に屬する部落。

キタチユウジヨウ 北中條 河北郡井上庄に屬する部落。寶永誌に、この村持山の内におふじやうといふ山があつて、木竹養仲上落の時暫く居たと傳へると記する。

キタチユウジヨウサンノウシヤ 北中條山王社 河北郡北中條の山上に在る。社記に、承久二年に勸請、井上庄十七ヶ村の産土神であつたが、中比大破したので、北中條に前出利常の室天徳院の化粧田があつたから特に崇敬して、慶長十八年本社・拜殿を再興あり、遷宮の時にも興津内記を奉行として神事能を催されたと記する。社人は栗本・布施兩氏であつた。

キタニクン 北二郡 戦國の頃手取川以北、即ち加賀の石川・河北二郡を、奥郡とも北二郡ともいうた。天正四年一向一揆の首領連署で、下間刑部卿法眼に提出した訴狀に、北兩郡と見えるものも是である。

キタニトウエモン 木谷藤右衛門 ↓キヤトウエモン 木屋藤右衛門。

キタノウメ 北の梅 一冊。管公八百五十年祭に當り、金澤の川井天満宮に奉納した綾句集で、寶曆二年二月廿五日柳菴園都夕の序、水登亭楚雀の序、一巴の歌が附けられてゐる。玉泉寺の綱敷尊影・西方寺の鏡尊影等、二十五所の天神を選んで、各綾句をものしたもので、楚雀の半罷である。刊記はない。

キタノカチユウ 北の家 金澤の舊地名。長氏の下屋敷二ヶ所中の一つで、その家士の邸地であつた。長氏の本邸から北方に當るの邸地の中と稱したのであるが、明治四年四月戸籍編成の際芳齋町の中に屬せしめた。

キタノガハ 北野川 ↓アギシガハ 阿岸川。

キタノシヤリヨウ 北野社領 江沼郡富壽庄に京都北野社の神領があつたことは、應永三十年乃至明應六年の文書に、同郡福田庄は永享三年乃至永正十年の文書に、同郡山代又は山代本郷は長享三年乃至延徳元年の文書に、石川郡豊田保及び長崎保は延徳元年の文書に、石川郡笠間郷又は笠間庄又は西笠間保は明應元年乃至正徳元年の文書に、羽咋郡菅原莊又は菅原保は天永元年乃至長祿二年の文書に見える。この外康正二年造内裏段錢並國役引付に、『貫文妙藏院北野社領加賀國小泉保一分段錢』とあるのは石川郡であり、北野社諸國所々日録に能登國湯河四柳庄とあるのは、鹿島郷の湯川と四柳とであらう。

キタノセイビヨウホウガク 北野聖廟奉頌一冊。金澤の俳人卓丈著。この書は題簽が剝落してゐるが、巻初に卓丈が願主となつて、

天保十三壬寅春北野聖廟の奉頌にした句どもを擧げ、次に季節別の句を列ねてある。

キタノハコ 北の箱 三冊。京の俳人方山が編じたもので、元祿十二年初冬の序がある。方山は江沼郡山中温泉に入浴した序に、加越能の名勝を探り、風交したもの、吟詠を集めたのである。

キタノボウ 北之坊 羽咋郡眞言宗金龍山大願寺の中興開山で、名は明らかでない。元龜三年堂社草庵取立罷在、高德公度々祈禱仰付られ、御書下され云々」とその由來書に見え、又一書に、『天正の頃北之坊といふ聖、僅かの屏を占めて住す。此の聖唯人にあらず。其比人皆天狗といふ者歟と沙汰しけり』ともある。北之坊陰陽推算の術に長じ、能く吉凶禍福を豫言し得たから、前田利家が出陣その他に屢祈禱を命じたことは事實であり、之に關する文書數通が現存する。

キタノマル 北ノ丸 金澤城内二ノ丸の北方にある。文祿元年城中修築の時、二ノ丸・西丸・北丸まで人持組の屏屋敷に渡り、元和六年十二月本丸の殿閣炎上の時、前田利常は北丸の山崎美濃屋敷に避難し、前田光高幼年の時には北丸に居館したことがあり、寛永八年の本丸火災にも利常は北丸に難を避けた。次いで同二十年東照宮の神殿を造替するに及んで、世人權現堂とのみ呼ぶことになつた。

キタノヤマ 北の山 一冊。金澤の俳人句空の編んだ發句集で、題名は芭蕉の『うらやまし浮世の北の山櫻』を發句にした附合あるに因り、北枝・秋の坊・ノ松・亡一笑・三十六・牧童などの句が列ねられてゐる。元祿壬申桑